

時間外対応加算についての掲示

時間外対応加算 I

藤枝市家庭医療センターは、藤枝みんなのクリニックを受診されている患者さまに限り**診療時間外であっても患者様の緊急の問い合わせに対応**できる「時間外対応加算 I」という厚生局の基準を満たす体制を整えています。

このような診療体制に対して、再診患者さまの診療において保険点数5点が算定されております。再診料を算定されております。再診料を算定するすべての患者様が対象であり、日中の診療時間中に受診した場合も算定するものです。

緊急で相談が必要な場合は、診療時間外でもご相談ください。

連絡先：054-646-1162



藤枝市家庭料センター
藤枝みんなのクリニック
2026年4月1日付